

青森大学付属総合研究所規則

(設 置)

第 1 条 青森大学に青森大学付属総合研究所（以下、「総合研究所」という。）を設置する。

2 総合研究所には、以下の研究班を置く。

- (1) 産業研究班
- (2) 地域問題研究班
- (3) 学際情報研究班
- (4) 雪国環境研究班
- (5) 考古学研究班

(目 的)

第 2 条 総合研究所は、人文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な研究を行い、あわせて総合研究所に置かれた各研究班の機能を統括する。

(事 業)

第 3 条 総合研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域社会の総合的問題に関する調査研究
- (2) 産・学・官の連携および交流と共同研究の実施
- (3) 調査および研究の成果の公表
- (4) 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (5) 調査研究資料の収集、整理および保管
- (6) 総合研究所における図書、刊行物その他資料の公開および利用
- (7) 各種機関からの委託調査研究
- (8) その他総合研究所の目的に合致すると認められる事業

(構 成)

第 4 条 総合研究所には、所長及び、必要に応じて副所長、研究員、客員研究員および助手を置く。

(所 長)

第 5 条 総合研究所所長は、総合研究所の活動に関する事項を統轄する。

2 総合研究所所長は、第 9 条に定める運営委員会議の同意を得て、理事長が任命する。

3 総合研究所所長の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(副 所 長)

第 6 条 総合研究所副所長は、総合研究所長を補佐し、総合研究所所長に事故のあるときは、その職務を代行する。

2 総合研究所副所長は、運営委員会議の議を経て、理事長が任命する。

3 総合研究所副所長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(研究員)

第7条 総合研究所研究員は、青森大学の専任教員（助手を含む。）とする。

2 総合研究所研究員は、運営委員会議の議を経て、理事長の承認を得て、総合研究所所長が任命する。

3 総合研究所研究員の地位は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

4 総合研究所の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(客員研究員)

第8条 総合研究所には、客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員は理事会の承認を得て、総合研究所所長が任命する。

3 客員研究員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(運営委員会議)

第9条 総合研究所に運営委員会議を置く。

2 運営委員会議は、各研究班を含めた総合研究所の組織、運営に関するすべての事項を審議する。

3 運営委員会議は、総合研究所の所長、規則第10条に定める研究班長及び総合研究所所長が指名する委員若干名をもって構成する。

4 運営委員会議は、総合研究所所長が招集し、その議長となる。

5 総合研究所所長に事故のあるときは、総合研究所所長が指名する者がこれを代行する。

(研究班の構成及び事業)

第10条 各研究班に班長及び班員若干名を置く。

2 班長、班員は、学長の承認を得て、総合研究所所長が任命する。

3 班員の地位は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

4 各研究班の事業は、別表のとおりとし、総合研究所長の指示のもとに行うものとする。

(事務局)

第11条 総合研究所に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および職員を置く。

3 事務局は、各研究班を含めた総合研究所の庶務および会計事務を担当する。

(会計)

第12条 総合研究所の経費は、青森山田学園の予算、研究補助、委託調査研究費、寄付金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 総合研究所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第14条 総合研究所の経費は、別途会計として処理し、毎会計年度終了後、2箇月以内に決算報告書を作成し、公表する。

(著作権)

第15条 総合研究所の調査研究等による著作物等に関する権利の帰属または利用については、運営委員会議でこれを定める。

(改正)

第16条 この規則の改正は、運営委員会議の議を経るものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 2 青森大学附属産業研究所、青森大学地域問題研究所、青森大学学際情報研究所、青森大学雪国環境研究所及び青森大学考古学研究所に帰属していた財産等は、平成22年4月1日をもって、総合研究所に帰属するものとする。
- 3 青森大学附属産業研究所規則、青森大学地域問題研究所規則、青森大学学際情報研究所規則、青森大学雪国環境研究所規則及び青森大学考古学研究所規則については、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成7年4月1日から施行する。

平成17年4月1日に一部改正する。

平成19年4月1日に一部改正する。

平成22年4月1日に一部改正する。

別表（第10条の4関係）

研究班	事業
1 産業研究班	<ul style="list-style-type: none"> ① 青森県や東北地方の産業経済に関する調査研究 ② 産・学・官の連携及び共同研究の実施 ③ 研究会、講演会、シンポジウム等の開催 ④ 調査研究資料の収集、整理および保管 ⑤ 各種機関からの委託調査研究 ⑥ その他研究班の目的に合致すると認められる事業
2 地域問題研究班	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域社会に関する調査研究 ② 研究会、講演会等の開催 ③ 地域社会に関する図書及び各種資料の収集、整理、保管 ④ 各種機関からの委託調査研究 ⑤ その他研究班の目的に合致すると認められる事業
3 学際情報研究班	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報技術を用いた学際的研究 ② 学際的研究課題の発掘と研究の支援 ③ 産・学・官の連携及び共同研究の実施 ④ 研究会、講演会等の開催 ⑤ 各種機関からの委託調査研究 ⑥ その他研究班の目的に合致すると認められる事業
4 雪国環境研究班	<ul style="list-style-type: none"> ① 雪国の自然環境及び社会文化環境に関する研究調査 ② 雪国の生活向上のための実験、研究、教育 ③ 研究者間の交流及び共同研究の推進 ④ 雪国環境に関する各種研究団体との連携 ⑤ 研究会、講習会及び公開講座の開催 ⑥ 公・私の委嘱による研究及び調査 ⑦ 雪国都市の発展に関する助言及び勧告 ⑧ 雪国環境に関する資料収集及び保管 ⑨ その他研究班の目的に該当する事業
5 考古学研究班	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査研究資料の収集と保管 ② 研究会・講演会の開催 ③ 調査研究資料等の公開及び利用 ④ 調査研究の指導並びに協力 ⑤ その他研究班の目的に該当する事業